



令和5年2月21日(火)

うすきプラットフォーム

望まない孤独・孤立への対応策を考える

～ 政策動向と「白杵の今」を重ねる ～



孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 2 : きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方 中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、**切れ目なく息の長いきめ細かな支援**（①）や、**地域における包括的支援**（②）を推進するため、**各主体の役割や責務**（③）、**各主体間の連携**（④）の在り方を整理

社会背景

○ 「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

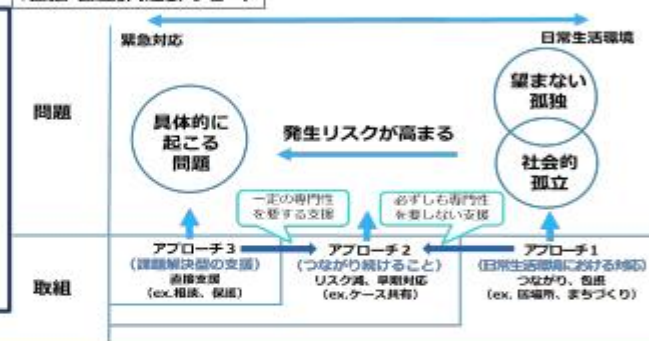
○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ **孤独・孤立に対し、どのように支援を届けられるか。孤独・孤立に至る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか。**

何を行っていきべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「**きめ細かな**」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「**切れ目なく**」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「**息の長い**」支援が求められる。
- 「**課題解決型の支援**」と「**つながり続けること**」を両立させることが、**セーフティネットの構築**である。
- 緊急時対応のみならず、「**日常生活環境における対応**」が**予防や早期対応の観点からも重要**。
 - ・ 緊急時対応を中心とした**他分野・他施策の基盤の強化**にもつながる。
 - ・ **当事者を含め広く多様な主体**が関わるようにし、**人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成**されていくような「**豊かな地域づくり**」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど 【主体】国、地方(特に基礎自治体)、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の**人材の確保・育成・支援**、**分野を超えた連携体制**。ケースに応じて、**地域を超えた支援体制**により当事者等を受け入れる環境整備。
- 複数の主体が関わって支援を行う際に**情報共有**。**DXの視点**（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内	【国(地方)】各府省の施策に 孤独・孤立対策の視点 、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた 地方自治体の取組の後押し
制度外	【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】日常の様々な分野（文化芸術・スポーツ等）で「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進 【国、地方】「つながり」の場づくり自体を 施策として評価 、本来の政策目的による施策を推進して 取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価 【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動 について、 活動の活性化や参加意識の向上 を促進
制度内外の境界	【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せ により対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に 官民で対話
連携	【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築 （行政を中核とした「 垂直型連携 」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「 水平型連携 」）

※ 施策・事業の運用改善などについて、引き続き議論

孤独・孤立の問題の現状

○ 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立がより一層深刻な社会問題となっている。自殺者数の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられる。

■ 自殺者数(令和2年) : 【総数】 21,081人 (前年比912人増)
【女性】 7,026人 (前年比935人増)
【児童生徒】 499人 (前年比100人増で過去最多)

※ 令和3年(確定値)の総数は21,007人(前年比74人(約0.4%)減)
男性は13,939人(12年連続の減少)、女性は7,068人(2年連続の増加)

※ 令和4年(速報値)の総数は21,584人(前年比577人増)
男性は14,543人(前年比604人増)、女性は7,041人(前年比27人減)

■ DV相談件数(令和2年度) : 18万2,188件(前年度の約1.5倍)

※ 令和3年度(確定値) : 17万6,967件(前年比5,221件減)

■ 児童虐待相談対応件数(令和2年度) : 20万5,044件(前年比1万1,264件増)

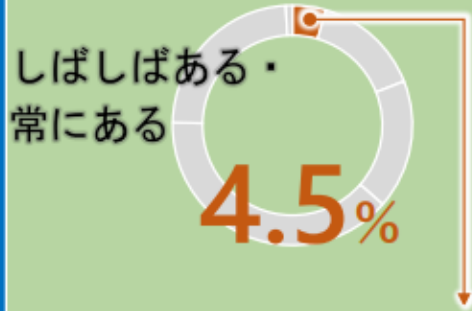
※ 令和3年度(速報値) : 20万7,659件(前年比2,615件増)



○ 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、内閣官房孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一体となって孤独・孤立対策に取り組んでいる。

(参考) 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の主な属性

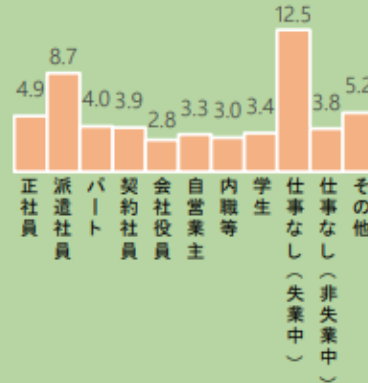
あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



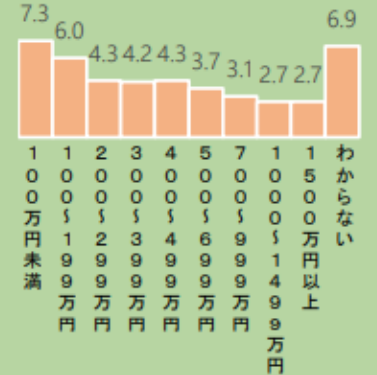
しばしばある・常にある	4.5%
時々ある	14.5%
たまにある	17.4%
ほとんどない	38.9%
決してない	23.7%
無回答	0.9%

※各グラフの単位は「%」

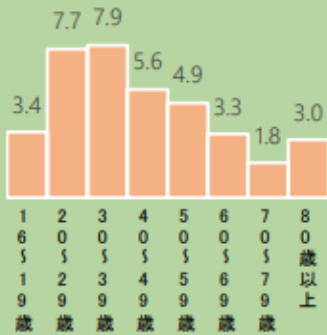
仕事



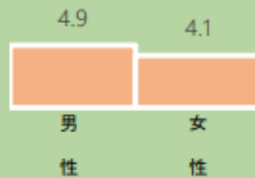
世帯年収



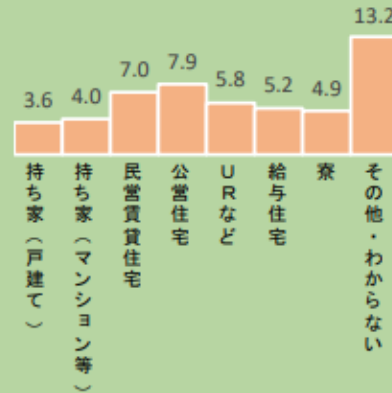
年齢



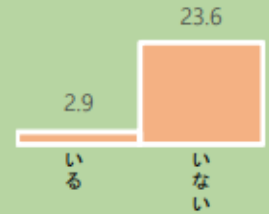
性別



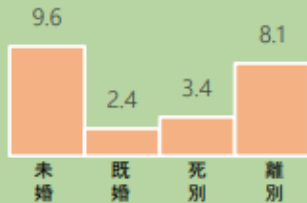
住居



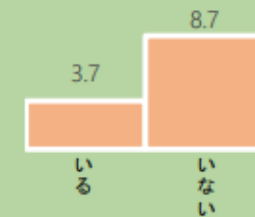
相談相手の有無



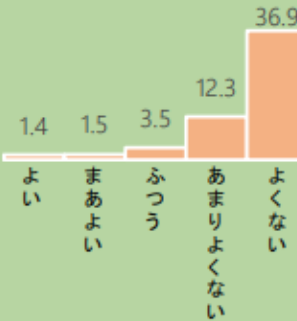
婚姻状況



同居人



健康状態



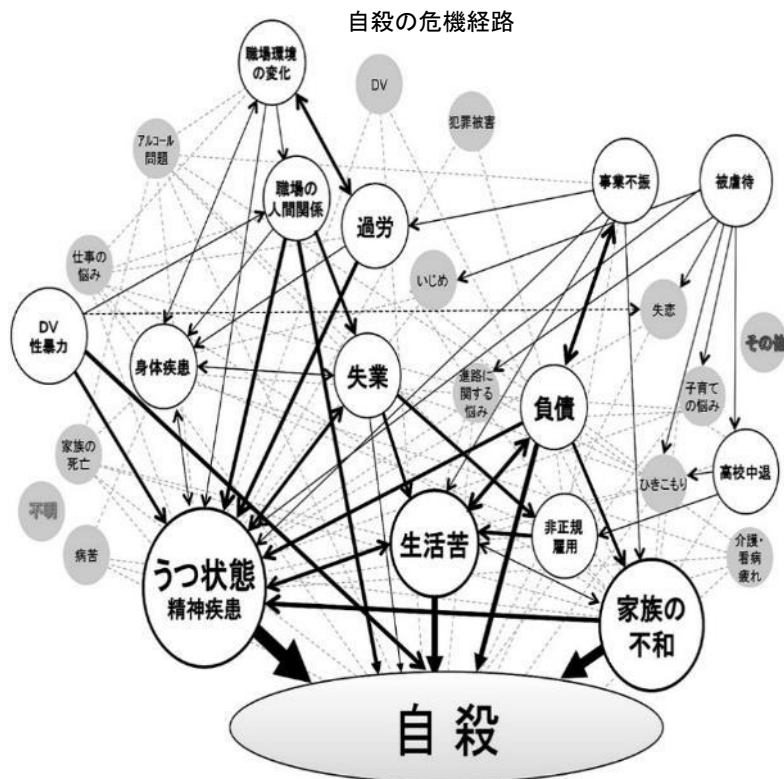
各制度等における複合的課題等

～ 自殺対策(自殺既遂者)～

○民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、

- ・ 潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
 - ・ 自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
 - ・ 最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
 - ・ 亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%
- 等といった結果が示されている。

○ こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因(課題)が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。



自殺の危機要因となり得るもの

健康問題 (531)

身体疾患(腰痛) (18)、身体疾患(その他) (88)、うつ病 (274)、統合失調症等 (97)、アルコール問題 (34)、病苦 (17)、認知症 (2)、出産 (1)

経済・生活問題 (414)

倒産 (11)、事業不振 (60)、失業 (57)、就職失敗 (23)、生活苦 (66)、負債(多重債務) (82)、負債(住宅ローン) (10)、負債(その他) (31)、借金の取り立て苦 (26)、連帯保証 (20)、経営の悩み (6)

家庭問題 (354)

家族間の不和(親子) (71)、家族間の不和(夫婦) (76)、家族間の不和(その他) (17)、家族との死別(自殺) (22)、家族との死別(その他) (30)、家族の将来悲観 (6)、離婚の悩み (47)、被害待(当時) (4)、DV被害 (19)、育児の悩み (30)、介護・看病疲れ (24)、親の不仲・離婚 (6)、妊娠・不妊の悩み (1)

勤務問題 (366)

仕事の失敗 (39)、職場の人間関係 (95)、職場環境の変化(配置転換) (43)、職場環境の変化(昇進) (17)、職場環境の変化(降格) (6)、職場環境の変化(転職) (19)、休職 (13)、過労 (69)、職場のいじめ (11)、仕事の悩み (51)、定年退職 (3)

学校問題 (95)

進路の悩み(入試) (7)、進路の悩み(その他) (22)、学業不振 (8)、いじめ (4)、教師との関係 (15)、他生徒との関係 (15)、ひきこもり (16)、不登校 (6)、教師からの叱責 (1)

男女問題 (37)

結婚をめぐる悩み (6)、失恋 (16)、不倫の悩み (13)、恋人の自殺 (1)、性同一性障害 (1)

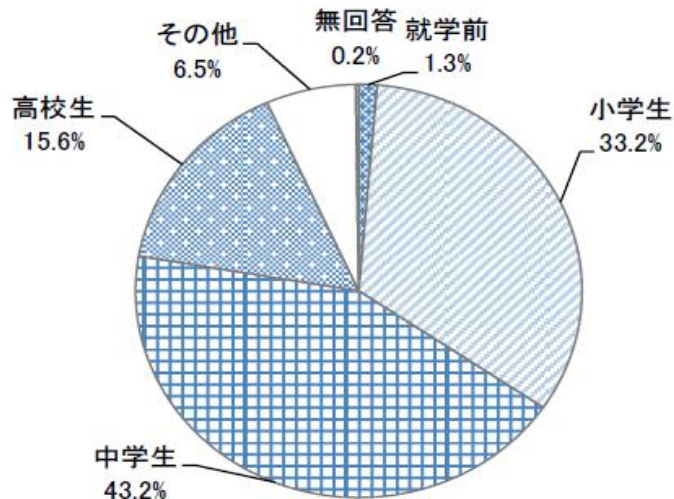
その他

犯罪発覚 (3)、犯罪被害 (7)、後追い (1)、心中 (8)、近隣関係 (15)、将来生活への不安 (29)、単身赴任 (2)、災害(その他) (3)、親への家庭内暴力 (2)、高校中退 (5)、事故 (7)、同業者・同僚の自殺 (1)、配偶者への暴力 (4)、その他 (73)

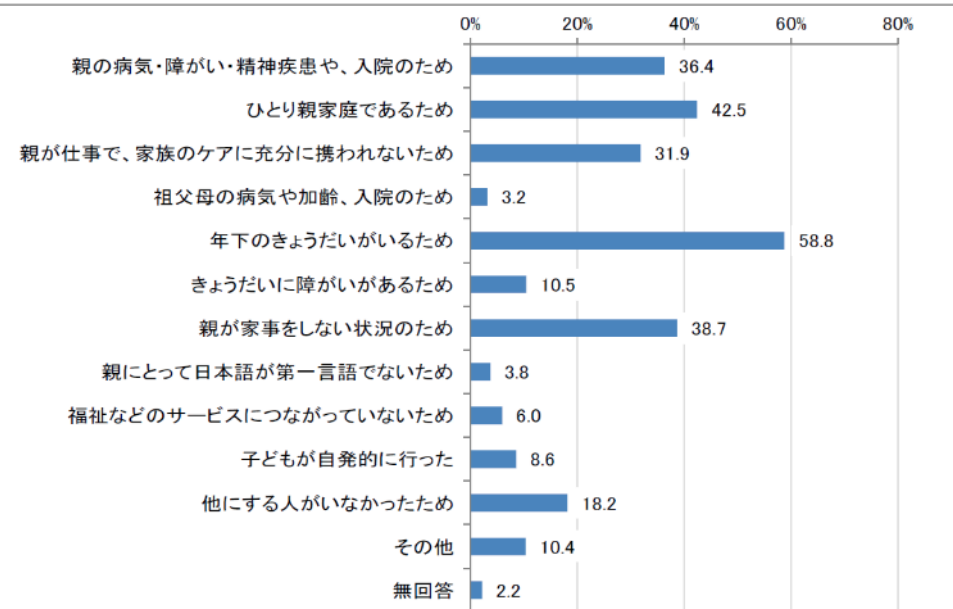
各制度等における複合的課題等 ～ 子ども分野(ヤングケアラーの調査を例に)～

- 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども(ヤングケアラー)の実態調査によれば、就学前の子どもであったり、精神疾患や依存症などの母や父のケアをしている子どもなども見られ、多様な状況がうかがわれる。
- また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、以下のような現状と課題が認識されており、その世帯が孤立化しやすい状況にあるとともに、子どものみならずその世帯全体の課題に対するアプローチが求められている。
 - ・ 子ども自身が声をあげることが難しい。精神疾患について、社会の理解が進んでいるとは言えない現状もあり、より語れない、孤立しやすい
 - ・ 家族構成の把握まではするが、家族ひとりひとりの状況を把握するまでには至らず、家族のケアまでは考えられていない。ただ最近では、アウトリーチが少しずつ増え、生活の場が見えてきたので、家族のケアの視点も徐々に広がりつつあるのではないかと感じる
 - ・ 今は、親の支援と子どもの支援が分かれており、連携ができていないと感じている。ケア対象者の症状の種別に関わらず、教育、医療、保健、福祉等が横断的につながることが必要である

ヤングケアラーの子ども属性(学年) (n=906)



ケアをすることになった理由(複数回答) (n=906)



孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実にも資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ 官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

① 居場所の確保

- ・ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・ 全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・ 地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・ 官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備